

令和6年3月 川棚町議会定例会会議録

(第5日目)

令和6年3月22日 金曜日(午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画財政課長	佐々木 健 太郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	小 中 尾 寿 隆
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

第 1	議案第 20 号	令和 6 年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委員長
第 2	議案第 21 号	令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	〃
第 3	議案第 22 号	令和 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
第 4	議案第 23 号	令和 6 年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
第 5	議案第 24 号	令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計予算	〃
第 6	議案第 25 号	令和 6 年度川棚町下水道事業会計予算	〃
第 7	議案第 26 号	令和 6 年度川棚町水道事業会計予算	〃
第 8	議案第 27 号	令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 9 回）	
第 9	議案第 28 号	令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 回）	
第 10	発委第 1 号	川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例	議会運営委員長
第 11	総務厚生委員会調査報告		総務厚生委員長
第 12	議会運営委員会視察調査報告		議会運営委員長
第 13	閉会中の継続調査の件		総務厚生委員長
第 14	議員派遣の件		

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は 1 4 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第 1 議案第 6 号

議 長 日程第 1、議案第 2 0 号「令和 6 年度川棚町一般会計予算」から日程第 7、議案第 2 6 号「令和 6 年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員長 皆様、おはようございます。予算審査特別委員会付託審査報告を行います。本委員会に付託されました令和 6 年度各会計の予算につきましては、分科会方式を採用し審査を終了しております。その結果につきましては、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により、既に文書にて議長宛報告書を提出しており、お手元に配付されているものであります。その報告書を読み上げ報告といたします。

一つ、審査報告書の訂正をお願いをしたいと思います。3 ページ、議案第 2 2 号の賛成討論の中の文章の中で、「後期高齢者医療制度自体が」続くんですけども。ここで「高齢者福祉が安心して」ってなっておりますので、この「高齢者福祉」の中の「福祉」を削除をお願いしたいと思います。

それでは報告といたします。令和 6 年 3 月 2 1 日、川棚町議会議長 村井達己 様、予算審査特別委員会委員長 炭谷猛。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順で読み上げます。

議案第 2 0 号、令和 6 年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 2 1 号、令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可

決すべきものと決定。

議案第 2 2 号、令和 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 2 3 号、令和 6 年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 2 4 号、令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 2 5 号、令和 6 年度川棚町下水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 2 6 号、令和 6 年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

予算審査特別委員会審査報告。

議案第 2 0 号「令和 6 年度川棚町一般会計予算」、議案第 2 1 号「令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第 2 2 号「令和 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 2 3 号「令和 6 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第 2 4 号「令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第 2 5 号「令和 6 年度川棚町下水道事業会計予算」及び議案第 2 6 号「令和 6 年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法 2 分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総合的な審査を実施した。

(2) 審査期日。

(分科会) 令和 6 年 3 月 1 1 日、1 2 日、1 3 日、1 5 日。

(特別委員会) 令和 6 年 3 月 1 8 日、2 1 日。

(3) 審査場所 第 1 ・ 2 委員会室及び現地。

(4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、教育長、各担当課長、次長、室長、各担当係長。

2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料として省略す

る。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、屋外喫煙所の構造と設置場所は。

答弁、公会堂駐車場左隅に喫煙場所として、車1台分ぐらいの広さで、仕切りのみ、屋根や灰皿はない。

質疑、民間事業者による移住・起業相談窓口の設置とは。

答弁、栄町の空き店舗を利用して、移住者・起業家への相談窓口開設のため、民間事業者を公募し支援をおこなう。

質疑、マッチングを図る賑わいプランナーの雇用とは。

答弁、会計年度任用職員を1名雇用し、町内で活動されている方と、町外から来られる方とのマッチングを図り、町外の方に二度、三度と来てもらうことで川棚に愛着を持ってもらい、一緒に活動することを狙いとする。

質疑、マイナンバーカードの活用は。

答弁、窓口でマイナンバーカードを提示すると、住民票や印鑑証明書などの申請時に手書きせずに行うことができる。

(以上質疑は第2分科会委員 答弁は第1分科会主査)。

質疑、町道東臨港線の進捗状況は。

答弁、物件の再算定をおこない、用地交渉を進めたい。

質疑、百津地区川棚港埋立地緑地整備事業の整備状況は。

答弁、令和6年度に緑地・樹木を整備し、令和7年度は川沿いの道路を整備し、令和7年度末完成予定である。

(以上質疑は第1分科会委員 答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

3. 審査の結果。

(1) 議案第20号「令和6年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

・町長の石木ダムについての事実認識に疑問がある。下流域の安心安全についての安易な判断は、慎重性かつ具体性を欠いており、ダム建設すべきではないと考え、その関連予算計上は、反対する。

・町長が地元反対住民との話し合いということで公用車を使用したりしていると思うが、そのような予算も入っており、反対する。

賛成討論（要旨）。

・予算は、ダム対策室の予算も含め適切に計上されており、賛成する。

・令和6年度予算は、子育て支援の充実をはじめ、高齢者への対応や、社会インフラの整備にも取り組むなどバランスの取れた予算編成がなされていると判断し、賛成する。

・インターハイの開催、町制90周年の事業など、行政側も苦慮した上での予算配分だと思われ、また、ダム対策室は相談窓口でもある。予算については必要であり、賛成する。以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（2）議案第21号「令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論（要旨）。

・広域化で取り組む国民健康保険は、安心して医療給付を受けるために必要な制度であると共に、医療費の抑制に繋がる各種事業も行われるよう計画されており、賛成する。以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（3）議案第22号「令和6年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論（要旨）。

・後期高齢者医療制度自体が、高齢者が安心して医療を受けられるように作られた制度であり、また、適切に運営・予算計上されており、賛成する。以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（4）議案第23号「令和6年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論（要旨）。

・住みなれた地域において元気で安心して生活できるよう、高齢者の充実を図る予算となっており、賛成する。以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（５）議案第２４号「令和６年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（６）議案第２５号「令和６年度川棚町下水道事業会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（７）議案第２６号「令和６年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

４．委員会としての意見。

①喫煙所の設置については、多くの町民の方も利用される施設であるため、屋根もなく灰皿がない喫煙所は現実的ではない。再度検討されたい。

②町制施行９０周年記念事業については、節目の事業でもあり町民と行政が一体となって盛り上げられるような素晴らしい事業になることを期待する。

③DXの推進では、専門の職員を採用することとなっているが、費用対効果や業務の効率化、住民の利便性など、職員のスキルアップ、住民サービスの向上につながるよう努められたい。

④活きいきタクシー利用券の交付枚数が増加となるが、これまでより利用率の向上につながるよう図られたい。

⑤子育て支援に関しては、「川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちをめざして」のもと、０歳児保育料無償化、高校生までの医療費無償化、中学校給食費無償化等、新しい施策が出され充実してきており、さらなる子育て環境の整備を図られたい。

⑥地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応されたい。

⑦町道中倉線は工事が長期間中断されていた。長崎川棚医療センター入口の交差点改良による国道２０５号線の渋滞緩和のため早期着工、完成に努められたい。

⑧石木ダムについては、地元住民と知事との「話し合いによる早期解決」を目指すとともに、地域振興策を早急に具体化するよう努められたい。

⑨各種公共工事については、地元企業の活用に努められたい。

⑩給食費の無償化については、令和7年度以降は小学生まで拡大されることを期待する。

⑪介護予防事業に関しては、健康寿命の延び等効果が表れている。今後も高齢者福祉の充実に期待する。

⑫大崎観光施設の売却・譲渡及び公募による指定管理については、業者選定及び移行がスムーズにおこなわれるよう努められたい。

以上でございます。

議 **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。自席にお戻りください。

議 **長** これから、一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第20号「令和6年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。ありませんか。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

3 番 山 口 議席番号3番山口でございます。議案第20号、令和6年度一般会計予算に対する賛成討論を行います。

一般会計につきましては、町民の生活に密着した施策に関連した予算が編成されております。ある特定分野をことさらに取り上げて、論じるべきではなく、大局的な観点から総合的に判断すべきものと思われま。

令和6年度一般会計予算については、財源が厳しい中、高校生までの医療費の完全無償化、中学生の給食費の無償化、0歳児の保育料の無償化などの

子育て支援の充実をはじめ、生きいきタクシー利用券の交付枚数の増加、敬老祝い金の増加など高齢者への対応や公共交通システムの構築、町道上組西部線の歩道設置、基幹農道西部地区の早期完成への取組など、社会インフラの整備にも取り組むなどバランスの取れた予算編成がなされると判断し賛成いたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。小牟田議員。

8 番 小牟田 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。令和6年度は、インターハイの開催とか、90周年記念事業、様々な事業を計画されております。限られた予算の中で、大変にその予算の配分については苦慮されたことだろうと思います。また、ダム対策室に対しましては住民の相談窓口でもあり、これも予算化することは必要だと考え、今度の一般会計予算の賛成をいたします。以上です。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号「令和6年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第20号「令和6年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 24)

議 _____ **長** 次に、議案第21号「令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。堀田議員。

1 1 番 堀 田 議席番号1番堀田です。議案第21号、令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の賛成討論を行います。被保険者の健康の維持・増進のための保険事業を積極的に推進していくための予算となっており賛成をいたします。

議 **長** ほかに討論はありませんか。小田議員。

1 1 番 小 田 はい。11番小田です。賛成の立場で討論をいたします。議案第21号、令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算について賛成討論を行います。広域化で取り組む国民健康保険は、安心して医療を受けるために必要な制度であるとともに、高額医療費への対応や脳ドック、各種がん検診などの医療費の抑制につながる各種事業も、積極的におこなわれるよう計画されているので、賛成をいたします。

議 **長** ほかに。討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号「令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい。全員起立です。したがって、議案第21号「令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

(10 : 26)

議 長 次に、議案第 22 号「令和 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

10 番 田 口 後期高齢者医療制度は委員会の討論にもありますように、高齢者が安心して医療を受けられるようにというようなことで 10 数年前に作られた制度だと思えますが、適切に運営実行されていると思ひ、また、令和 6 年度の予算も適切なものが計上されていると思ひますので、賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号「令和 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第 22 号「令和 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 28)

議 長 次に、議案第 23 号「令和 6 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀田議員。

1 番 堀 田 1番堀田です。議案第23号、令和6年度川棚町介護保険事業特別会計予算の賛成討論を行います。地域包括ケアシステムの構築など適正・円滑な推進に期待する予算となっており、賛成をいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号「令和6年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第23号「令和6年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:30)

議 長 次に、議案第24号「令和6年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号「令和6年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第24号「令和6年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:31)

議 長 次に、議案第25号「令和6年度川棚町下水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号「令和6年度川棚町下水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第25号「令和6年度川棚町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:32)

議 _____ **長** 次に、議案第26号「令和6年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。堀田議員。

1 番 堀 田 1番堀田です。議案第26号、令和6年度川棚町水道事業会計予算、水道使用量が人口減少により減少をしていますが、工事請負費、委託料など施設の保守点検の予算が適切に組み立てられており賛成をいたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号「令和6年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい。全員起立です。したがって、議案第26号「令和6年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 34)

日程第8 議案第27号

議 **長** 次に、日程第8、議案第27号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第27号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ392万円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億2,690万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしましては、歳入においては、「歳出事業の増額に伴う分担金及び負担金と県支出金の増額」であります。

また、歳出においては、「新谷地区急傾斜地崩壊対策工事の工法の変更に伴う急傾斜地崩壊対策事業費の増額」が主なものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私のほうから「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」の内容について説明いたします。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、10ページをお開きください。

2款総務費であります。1項4目財政管理費のふるさと納税管理費につきましては、新規に開設されるふるさと納税ポータルサイトへの登録に伴い、初期手数料として11節を49万5,000円計上するものであります。次のページをお願いいたします。

8 款土木費であります。2 項 3 目道路新設改良費につきましては、町道上組西部線の堺橋 2 期下部工及び付帯工に関する 1 2 節委託料の増額であります。補正内容である積算技術業務委託費は、本体工事の設計額に応じて委託費が変動するものであり、詳細設計を行った結果、工事費が当初設計から増額となる見込みであるため、当該委託費についても増額を行うものであります。

3 項 5 目急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、新谷地区急傾斜地崩壊対策工事の工法の変更に伴う 1 4 節工事請負費の増額であります。なお、特定財源として、1 2 款分担金及び負担金として 1 1 2 万円、1 5 款県支出金として 2 8 0 万円をそれぞれ歳入計上しております。1 4 ・ 1 5 ページをお願いします。

1 4 款予備費であります。1 項 1 目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより 2 3 9 万 5, 0 0 0 円を減額するものです。歳出は以上であります。続きまして「歳入」を説明いたします、6 ・ 7 ページをお願いします。

1 2 款分担金及び負担金であります。1 項 5 目土木費負担金につきましては、歳出事業の増額に合わせ増額するものであります。8 ・ 9 ページをお願いします。

1 5 款県支出金であります。2 項 5 目土木費補助金につきましては、歳出事業の増額に合わせ増額するものです。歳入は以上であります。

以上で令和 5 年度一般会計補正予算（第 9 回）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

1 0 番 田 口 1 2 ページ・1 3 ページにあります急傾斜地崩壊対策事業費の増でありますけれども、5 5 0 万円、金額もわりと大きいので聞きますが。ただいまの説明で、工法の変更という説明でしたので、要するに当該場所の幅とか高さとかの変更はなくて、工法の変更だろうなどは思いますが、あんまり詳しくはわかりませんが、どんなふうな変更なのかということをお聞きしたいと思います。

それとあの何年かにわたって随分大きな金額で計上されているように思いますので、この地域のこの場所の急傾斜対策事業費は結局トータルではいく

らになるのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 田口議員のほうからのご質問でありますこの変更の内容、詳しい内容、工法の変更ということで企画財政課長のほうからも説明があったとおりであります、この内容についてご説明をいたします。

こちらのほうの急傾斜地崩壊対策工事を行うにあたりまして、今現在その法面につきまして、傾斜が角度が立っているということで、それを抑えるため法枠工法という工法を今採用して施工をしております。その法枠工法と併用いたしまして、補強のための棒状の鉄筋を挿入する工法を行っていただいております。法枠工法と棒状の補強材を挿入すると併用するようなかたちであります、その棒状の補強材を挿入するにあたりまして、挿入するための機械を使用しないといけません。その機械につきまして当初の計画ではクレーン車を持ってそのクレーン車に積み上げてましてその機械を、施工をするという工法を採用しておりました。その後工事にあたりまして、施工進めて法枠を完成させたのち、その鉄筋棒を挿入する際にですね、上空のほうに架線、電線が張ってございまして、クレーンで釣った場合その電線にあたってくるといことでその工法の変更を行っております。内容としましては、鉄筋を挿入するための機械を足場を組んで枠足場を組みまして、架台構台を造り、その上に機械を載せて作業を進めると。今回の大きな増額要因としましては、その足場構台を造るための足場が法枠前面に造らないといけないということで大きな面積となっております。その仮設工事費に掛かる費用が主な原因となっております。

それともう一つ、トータルのところなんですが、6年度までこの工事は進める予算予定としてございまして、新年度予算も計上させていただいておるところでございますが、申し訳ございません。4年からの部分の金額がちょっと、申し訳ございません、ここへ持ってきておりません。トータルいくら相当この場ではご説明できないところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:44)

日程第9 議案第28号

議 長 次に、日程第9、議案第28号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第28号、「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、18億7,711万5,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますの

で、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明をいたします。歳出から説明いたしますので、予算書の8・9ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費は、44万円12節委託料を計上させていただいております。この費用につきましては、国保連合会の次期国保情報集約システムの更新に伴いまして、通信環境の整備のため、本町においても急遽関係業務用のパソコン及び通信機器の設定変更を行う必要が生じたので、委託料を増額補正するものであります。次のページをお開きください。

9款予備費1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより調整するものであります。次に歳入を説明します。6・7ページをお開きください。

8款諸収入1項1目一般被保険者延滞金は、実績見込みがでましたので、これにより増額するものであります。以上で説明を終わります。

議 **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 47)

日程第10 発委第1号

議 _____ **長** 次に、日程第10、発委第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 発委第1号、令和6年3月22日、川棚町議会議長 村井達己様、提出者 議会運営委員会委員長 毛利喜信。川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由といたしまして、本定例会2日目において、議案第6号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、川棚町議会委員会条例を改正する必要性が生じたため、改正しようとするものであります。

3枚目、新旧対照表により改正内容をご説明いたします。

第2条第1号中「企画財政課、税務課」を「企画観光課（企画観光系の分掌する事項で商業、工業、鉱業、観光及び労働行政に関する以外のこと）、税財政課」に改め、同条第2号中「産業振興課」を「企画観光課（企画観光系の分掌する事項で商業、工業、鉱業、観光及び労働行政に関すること）、農林水産課」に改めるものです。2枚目に戻っていただき附則をご覧ください。この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上が改正内容の説明であります。ご決定賜りますようお願いいたします

す。

議 長 これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対し反対者の発言を許します。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:51)

日程第11 総務厚生委員会視察調査報告

議 長 次に、日程第11、「総務厚生委員会視察調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 委員会視察調査報告を読み上げて報告といたします。

令和6年3月18日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、調査結果を次のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 調査期日 令和6年1月15日、1月16日。
2. 調査場所 福岡県宮若市、熊本県荒尾市。
3. 出席者 別紙のとおり。
4. 調査の目的 地域公共交通について。
5. 調査の概要 別紙のとおり。

ページを開けていただきたいと思います。

調査の概要。

1. 福岡県宮若市の地域公共交通について。

(1) 期日 令和6年1月15日。

(2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。宮若市 宮若市産業観光課長・係長、市議会議長、市議会事務局局長、係長。

(3) 調査内容。

宮若市人口2万7,000人、年度予算226億円。AIデマンドタクシー「ふれタク」。

・鉄道駅なし、民間路線バスはJR九州3路線、西鉄1路線、高速1路線。

・令和元年から2年にJRバスと西鉄バスの3路線が撤退し、代替でコミュニティバス運行を開始したが、補助金が増大したことからデマンド交通の検討となった。

・システム構築費250万円、システム利用料2地域年723万円。

・運行補助金1台時間2,500円/時間、1台あたり年約700万円。
現在6台で年約4,200万円となっている。

・利用料金、大人(16歳以上)300円。小児(4歳以上16歳まで)150円・幼児(4歳未満)無料。

- ・乗降場所は、225カ所。

- ・令和5年4月から12月の予約件数6,870件（うち65歳以上高齢者4,905件）。

「課題」・民間路線バス1路線との競合が問題である。

- ・一般タクシーとの棲み分け。

- ・補助金額の増加。

2. 熊本県荒尾市の地域公共交通について。

(1) 期日 令和6年1月16日。

(2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。荒尾市 総合政策課課長、室長、係長、市議会議長、市議会事務局長、事務局。

(3) 調査内容。

荒尾市人口5万人、年度予算290億円。オンデマンド相乗タクシー「おもやいタクシー」。

- ・現在鉄道2駅、産交バス・西鉄バス市内16路線。

- ・市営バス運行も平成17年廃止となり、平成30年度から実証試験を行い、令和2年10月から市内全域でAIを活用したオンデマンド相乗タクシー「おもやいタクシー」を運行（市東部2地域は乗合タクシー）。

- ・初期投資はシステム構築200万円、車両（日産リーフ）700万円の2台、合計1,600万円。

- ・運行補助金は令和4年度で乗合タクシー800万円、おもやいタクシー1,500万円、路線バス5,300万円と合計7,600万円となっている。

- ・タクシー事業者4社のうち、3社が協力。1社が配車し2社が運行。

- ・料金は走行距離で、2キロメートル未満300円、1キロメートル100円増加で上限700円の負担、予約時点で距離は判明する。メーター料金との差額は市補助。

- ・乗降ポイントはなく、自宅までドアtoドアで運行。

- ・利用登録は2,300名で、ほとんどが高齢者。令和5年3月の利用者は1,238人。

「課題・検討事項」・令和4年度から習い事専用の送迎サービスを行っているが、子ども達だけで乗ることに不安があるため検討が必要。

3. まとめ。

地域公共交通に関して先進地視察をおこなったが、市民の交通環境について早期に対応されている。

人口や財政規模の相違はあるが、本町においては財政負担においてもAIオンデマンドタクシーが適していると感じた。理想としては乗降ポイントを作るのではなくドアtoドアでの運行ができればよいと思われるが、厳しい財政状況の中で実現させるためには、利用料金を安く設定するのではなく移動距離で料金設定をおこなうなど、ある程度の利用者負担を検討すべきと考える。以上です。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。山口議員。

3 番 山 口 お尋ねしたいんですけども。荒尾市の場合です、これが報告書では、利用登録が2,300名ということで登録していただろうと思うんですけども、宮若市の場合にですね、これ自由に乗れるのかその登録制なのか、そこのところちょっとこう報告書ではちょっと報告書では読み取れないものですから、そこの部分の説明もお願いいたします。

議 _____ **長** 委員長。

総務厚生委員長 宮若市のほうも登録制、ただ登録制の人数が把握できてなかったものですからここに載せてません。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

5 番 炭 谷 5番炭谷です。お疲れさまでした。大変ご苦労さまでしたと言わせていただきます。で今委員長報告ありましたように、川棚の、町営バス、そういった地域バスについて検討されていることと思いますが、川棚町の現状と今のその委員会の進むあり方について、どの点が川棚に活かそうだなというようなところがあったのか、それがあればお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 委員長。

総務厚生委員長 じゃあ今回は視察調査報告書ということで、こういう視察をしましたよという報告なので、本町に関してのうんぬんというのはありません。あくまで視察の報告です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:00)

日程第12 議会運営委員会視察調査報告

議長 次に、日程第12、「議会運営委員会調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 読み上げまして、報告とさせていただきます。

令和6年3月18日、川棚町議会議長 村井達己様、議会運営委員会委員長 毛利喜信。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査の結果を次のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査期日 令和6年1月12日。
2. 調査場所 長崎県 佐々町。
3. 出席者 委員全員、議長、副議長、事務局長。
4. 調査の目的 議会議員定数10人のメリット・デメリットについて。
5. 調査の概要 別紙のとおり。

次ページをお願いします。

調査の概要。

(1) 議会議員定数10人のメリット・デメリットについて。

①概要 佐々町では平成21年より議員定数を13人から10人に削減している。また特別職報酬等審議会の答申を経て、令和6年度より一般議員で3万3,000円増の25万9,000円の報酬となる。

「メリット」・経費の節減。

- ・話し合いの効率化。
- ・選挙戦になることで議会に対する関心を高めることができる。

「デメリット」・議員1人にかかる負担が増加する。（委員会に複数所属・兼任）

- ・民意が反映しにくくなる。
- ・執行部に対する監視力が低下する。
- ・新人が立候補できにくい。

②質疑、意見交換等（佐々町議会議員の統一見解）。

- ・13人の議員定数が欲しい（削減しすぎて大変困っている）。
- ・委員会にはある程度の議員数が必要。

削減すればデメリットのほうが大きい。

（2）調査結果のまとめ。

議員定数については、民意と議会機能の低下を可能な限り避けられるよう今後も慎重に調査をおこなう。報酬については、なり手不足解消や時代の流れも視野に入れ、波佐見町・佐々町のように任期途中でも見直しは可能と考え、今後も他町の動向を調査する。以上であります。

議 _____ **長** これから、委員長への報告に対し質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

（11：04）

日程第13 閉会中の継続調査の件

議 _____ **長** 次に、日程第13、「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。総務厚生委員長から、川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務の継続調査申出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、総務厚生委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(1 1 : 0 5)

日程第 1 4 議員派遣の件

議 長 次に、日程第 1 4 「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第 1 2 7 条の規定によって、お手元に配付をしました別紙のとおり議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」はお手元に配付をいたしました別紙のとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(1 1 : 0 5)

議 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和6年3月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。長時間にわたり大変お疲れ様でした。

(1 1 : 0 5)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員 坂 中 信 浩